

**LIBOR 移行対応に関する国内外の動向**  
**(日本円金利指標に関する検討委員会第 32 回会合<2022 年 2 月 16 日>以降の動き)**

(1) 海外の動向

		米国	米国以外
2022 年	2 月 16 日	ARRC 会合開催、2022 年の目標を公表 — 市場データや ARRC 参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドル LIBOR から SOFR への移行が大きく進展していることを確認 — 2022 年中の活動の目標を議論し、新規契約での SOFR 利用促進と既存契約の移行支援を重点分野に位置づけ。分野毎の取り組みを公表	
	3 月 2 日		欧州 WG 会合開催、2022 年から 23 年の作業計画を公表 — 移行対応の評価や今後の取り組み、運営要領の見直し等を議論。2022 年から 23 年の作業計画として、€STR の利用促進、EURIBOR 参照契約のフォールバック条項の適切な導入、米ドル LIBOR の公表停止の対応、他法域の WG との連携を設定。具体的な作業計画を公表
	3 月 3 日		英国 FCA 高官スピーチ — 英国市場の金融規制をテーマとしたスピーチで、英国市場では、当局と民間セクターの協力によって、英ポンド LIBOR や米ドル LIBOR の新規取引の移行が完了しつつあること、金融安定リスクやコンダクトリスクは顕現化しなかったことを指摘
	3 月 9 日		英国 WG が、2022 年 1 月会合の議事要旨を公表 — SONIA 市場が十分に機能していること、シンセティック英ポンド LIBOR の利用は想定よりも顕著に少ないことを報告 — WG は所期の目的を達成。タスクフォース等は一部を除き解

			散。今後は見直し後の運営要領に基づきアドホックに開催 — 当局との共同声明を2月に公表
3月15日	ARRCが、LIBOR移行に関する連邦法成立を歓迎する文書を公表 — 2023年6月末以降に満期を迎え、有効なフォールバック条項がない米ドルLIBOR参照契約について、参照金利をFRBが定めるSOFRベースの金利に読み替え		
3月23日	ARRC会合開催 — 市場データやARRC参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドルLIBORからSOFRへの移行が進展していることを確認 — CMEのターム物SOFR(12か月物)の推奨にかかる検討として、ARRCが2021年に同1、3、6か月物を推奨した時と同様のプロセスに沿って評価を実施		
5月5日	ARRCが、CMEのオプション取引におけるSOFR Firstを歓迎するステートメントを公表		
5月9日	・FRBが、FSR (Financial Stability Report) において、米ドルLIBORの移行状況を整理 — 複数の市場でSOFRへの移行が進捗した一方、上場先物・オプション等の取引では、なお対応の割合で米ドルLIBORを参照 ・CFTCが、スワップ取引の清算集中義務に関する規則の改正について市中協議を開始(コメント期限は7月1日) — 清算対象に各通貨のRFRを追加する一方、LIBORを除外(但し、米ドルLIBORの除外は2023年7月1日) — 8月12日に一部修正のうえ最終化		
5月18日	ARRC会合開催 — 市場データやARRC参加者を対象とした調査結果を踏まえ、米ドルLIBORからSOFRへの移行が進展していることを確認 — CMEのターム物SOFR(12か月物)をendorseすることを承認(5月19日発表)		

6月9日		<p>英国 WG が、傘下のサブグループとタスクフォースの議事要旨を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— WG の新たな目的である、①既存契約におけるシンセティック英ポンド LIBOR から SONIA への継続的な移行支援、②英国市場における非英ポンド LIBOR の移行状況の検討を通じた LIBOR 移行支援に基づき、活動を再開</li> <li>— シンセティック LIBOR 参照契約や、英国法準拠の米ドル LIBOR 参照契約の移行対応を検討</li> <li>— PFI 向け貸出やこれに関連するデリバティブで、6 か月物シンセティック英ポンド LIBOR から SONIA への移行が遅れている点を指摘</li> </ul>
6月17日		<p>欧州 WG 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— ターム物€STR の運営機関、€STR の利用促進、EURIBOR 参照契約のフォールバックの導入状況等について議論</li> </ul>
6月30日		<p>英国 FCA が、シンセティック英ポンド LIBOR の公表停止時期および米ドル LIBOR 公表停止後の扱いに関する市中協議を開始（コメント期限は 8 月 24 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— シンセティック英ポンド LIBOR について、1、6 か月物は 2023 年 3 月末の公表停止を提示し、3 か月物は公表停止時期について意見募集</li> <li>— 米ドル LIBOR について、移行対応における障害の有無や、仮にシンセティック米ドル LIBOR を公表した場合の影響等について意見募集</li> <li>— シンセティック円 LIBOR は、2022 年末の公表停止を確認</li> </ul>
7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ARRC が、米ドル LIBOR を参照するキャッシュ商品の移行対応を支援するためのプレイブックを公表</li> <li>— 既存契約のフォールバックを成功させるためのステップとして、個々のフォールバック条項の確認や、参照金利の変更、当事者間のコミュニケーションなどを推奨</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ARRC が、CME ターム物 SOFR に基づくフォールバックレートを Refinitiv が 2022 年 9 月に公表開始する意向を表明したことを歓迎するステートメントを公表</li> </ul>	
7 月 13 日	<p>ARRC 会合開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 月 11 日開催の NYFed・英国 FCA 共催のセミナーにおいて、米ドル LIBOR から SOFR への移行の顕著な進展、残存する LIBOR 参照契約の移行対応の必要性、頑健な金利指標の利用の重要性がハイライトされたことを報告</li> <li>CME が、オプション取引の SOFR First について、オプション市場での移行を大きく進展させる効果があったことを報告</li> <li>市場データや ARRC 参加者を対象とした調査で、キャッシュ・デリバティブ市場における移行の進展を確認</li> </ul>	
7 月 19 日	<p>FRB が、LIBOR 移行に関する連邦法の関連規則に関する市中協議を開始（コメント期限は 8 月 29 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3 月成立の連邦法に基づき、商品別の代替金利指標やスプレッド調整等を提示</li> <li>適用される契約として、①フォールバック条項を欠く契約、②フォールバック条項はあるが、代替金利指標または代替金利指標の決定権者が不明瞭な契約、③フォールバック条項で決定権者が特定されているが、期限までに代替金利指標が選択されなかった契約を指定</li> </ul>	
8 月 16 日		<p>英国 FCA が、LIBOR 参照債券の移行対応を促すステートメントを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移行対応が未了の LIBOR 参照債券を有する当事者に対して、代替金利指標への移行を改めて推奨</li> <li>シンセティック LIBOR 参照債券を有する当事者に対して、シンセティック円 LIBOR は 2022 年末に公表停止となること、シンセティック英ポンド LIBOR の公表も一時的な措置であ</li> </ul>

			<p>り合意手続きを経た移行が必要になることを指摘</p> <p>— 米国法に準拠しない米ドル LIBOR 参照契約は LIBOR 移行に関する（米国）連邦法の恩恵を受けられないこと、仮にシンセティック米ドル LIBOR を公表しても一時的な措置であり依拠すべきでなく、合意手続きを経た移行が必要になることを指摘</p>
--	--	--	--

## (2) 国際的な取り組み

		国際的な取り組み
2022年	4月5日	<p>FSB が、「LIBOR からの円滑な移行対応を歓迎するステートメント」を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— FSB は、グローバルな市場における LIBOR から頑健な代替金利指標への円滑な移行対応を歓迎する</li> <li>— 移行対応は、市場参加者の多大な努力などもあって、市場での大きな混乱なく達成された</li> <li>— 米ドル LIBOR の公表停止に向けた準備を確実に実施すべきである。また、新規利用は既に停止しているべきである</li> <li>— シンセティック LIBOR を利用する契約についても、積極的な移行対応のモメンタムを維持すべきである</li> <li>— FSB は、2022 年後半に LIBOR 移行対応に関するフォローアップ評価を行う予定である</li> </ul>

## (3) 国内の動向

		国内の動向
2022年	3月17日	企業会計基準委員会が、改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表
	3月31日	金融庁・日本銀行が、第3回「LIBOR利用状況調査結果概要」を公表
	5月30日	金融庁・日本銀行が、日銀レビュー「円 LIBOR 移行対応の振り返りと今後の取り組み」を公表